

陸上貨物運送事業の自動車運転者の荷役作業と 荷待ち時間 の負担軽減について

陸上貨物運送事業の自動車運転者の安全衛生(長時間労働防止を含む)管理については、法令及び「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」「交通労働災害防止のためのガイドライン」「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」に沿うものが求められています。しかしながら 自動車運転者の荷役作業 については、荷主等から予定外の作業を要求される、省力化が進んでいない、荷主等の都合による荷待ち時間(荷主等から指定された到着時刻から、積卸し場所で作業開始時刻までの待ち時間)が長時間である等の事情によって、肉体的な負担や管理における問題が依然として大きく、安全衛生管理が低調となっている状況です。

多数の死傷者を発生させた 交通事故 のなかにも、次のとおり、荷役作業の負担が原因の1つとして発表されているものがあります。荷役作業の負担の軽減については、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷主等と連携し組織的に取り組む必要があります。

国土交通省 事業用自動車事故調査委員会 発表内容から
【特別重要調査対象 平成29年8月25日 徳島自動車道】

大型トラック(生活雑貨約6,800kg積載)が、路側帯に駐車中のマイクロバスに衝突し、マイクロバスの乗員乗客から 死亡2名・負傷14名の被害が生じた。

原因の1つは、大型トラック運転者が自動車運転者改善基準告示に適合しない勤務を行っており、さらに、真夏で気温や湿度が高い中で、荷の積卸し作業を3か所で6時間を超えて行った疲労の蓄積からの居眠り運転であった。

今般、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が改正されました(令和6年4月1日適用)。改正された基準への勤務条件の適合を推進するため、荷主等への働きかけを行う荷主対策特別チームが各都道府県労働局に編成されるとともに、**厚生労働省ホームページに「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」**が新設されました。車両の最大積載量に関係なく情報提供が可能ですので、次の送信フォームの入力事項①～⑬に該当する内容をその都度記録し、適宜情報提供していただきますようお願いいたします。運転者への周知もお願いいたします。

送信フォーム(荷主等が所在する都道府県を選択後)の入力事項(半角文字、特殊文字不可)

- ① 荷待ちを指示した発着荷主または元請運送事業者(以下「荷主等」と略)の名称(必須)
- ② ①の荷主等が所在する市町村(必須) 【ドロップダウンリストの市町村から選択】
- ③ ①の荷主等の番地以降の所在地(わかる場合)
- ④ ①の荷主等の電話番号(わかる場合)
- ⑤ ①の荷主等の発着荷主等の区別(必須)
【ドロップダウンリスト(以下リストと略)の「発荷主/着荷主/元請運送事業者」から選択】
- ⑥ 長時間の荷待ちを指示された時期(直近のもの)(必須)
【リストの「1週間以内/1ヶ月以内/3ヶ月以内/6ヶ月以内/1年以内」から選択】
- ⑦ 長時間の荷待ち指示を受けた回数(1か月当たりのおおよその回数)(必須)
- ⑧ 1回当たりおおよその荷待ち時間(必須)
- ⑨ これまでで最も長かった荷待ち時間(必須)
- ⑩ 長時間の荷待ちの具体的な状況等(2000文字以内)(必須)
- ⑪ 送信した情報について、労働基準監督署から荷主等への要請に活用可能かの希望(必須) 【リストの「活用しても構わない/活用しないで欲しい」から選択】
- ⑫ 送信した情報について、国土交通省への情報提供に活用可能かの希望(必須)
【リストの「活用しても構わない/活用しないで欲しい」から選択】
- ⑬ 情報提供者の属性(必須)【リストの「運転手/運行管理者/事業主/その他」から選択】

**長時間の
荷待ちに関
する情報
メール窓口**



自動車運転者
改善基準告示



お問い合わせ先
神奈川労働局
監督課
045-211-7351

陸上貨物運送事業
における荷役作業の
安全対策ガイドライン



お問い合わせ先
神奈川労働局
安全課
045-211-7352

(R5. 2)